

ふじえだガールズ・ミーティング活動支援業務委託仕様書

1 業務の名称

ふじえだガールズ・ミーティング活動支援業務

2 業務目的

本市では、“女性に選ばれ、女性が活躍できるまち”を目指し、まちづくり活動を通して愛郷心の醸成を図り、地域の将来を担う人づくりを進めるため、藤枝市内に在住、又は市内に通学する女子高生・女子大生からなる「ふじえだガールズ・ミーティング」を開催している。

本業務は、「ふじえだガールズ・ミーティングの持つ若い世代の視点や発想」を活かして、地域の魅力の再認識とインナープロモーションを展開し、地域への愛着や地元での活躍に寄与するものである。

3 業務内容

(1) ガールズ・ミーティングの企画

- ・若い女性が住みたい・働きたいと思うまちを実現するため、多様なキャリアサンプルや地域の魅力に触れることができる活動コンセプトの具体化及び全7回程度の活動計画を企画すること。
- ・参加者が導き出した課題やテーマについて理解を深め、多様な考え方を知る機会として民間企業や市民活動団体等への調査活動、実践的な商品開発など、有効な提案がある場合は併せて提案すること。

(2) ガールズ・ミーティングの運営

- ・全7回程度の活動について、運営を行うこと。
(ただし、会場の予約・会場費の支払いは市が行う。)
- ・参加者総数は15名程度とし、少人数グループを編成したうえで各グループの活動支援と進捗管理、また全体のファシリテートを行うこと。
- ・運営に際し、必要に応じて市内で活躍する人やそれぞれの分野で精通するプロフェッショナルを、アドバイザーとして参加させること。
- ・イベントの開催や市内外の視察を実施する場合は、事前に市と協議し、了解を得ること。
- ・イベントの開催を行う場合、会場側との折衝・調整等や当日の現場運営サポートなど、実施に関する支援を行うこと。

(3) 成果報告会の発表サポート

- ・年間の活動のまとめとして、参加者が一堂に会し、本事業に参加した成果や学び・感想等について発表を行う成果報告会の場を設けること。また、それに伴う資料作成等の支援を行うこと。

(4) 広報・参加者発掘支援

- ・参加者募集のための広報活動は、市と協力して共に行うこと。
- ・活動の様子を記録し、SNS や市広報媒体等を活用し、対外的な発信を実施すること。
- ・参加者が同世代のロールモデルとして認知されるためのPRに務めること。

(5) 成果報告書の作成

- ・活動の記録や各グループの成果物などをまとめた報告書を作成し市に納品すること。
- ・参加者に対して、参加したきっかけや活動に対する感想及び改善要望等についてアンケートを実施し、次年度以降の活動に活かせるよう、分析・検証結果を市に報告すること。
- ・報告書には、本事業の成果や課題、次年度に向けた提案などの内容を含めること。

4 納入成果品

(1) 成果報告書（発信実績含む）

3部

※画像、映像データ等制作した場合には、電子メディアも納品すること。

(2) 業務完了後は、すみやかに報告書等を納入すること。

※報告書は日本工業規格A4判で簡易製本、図面・グラフ等は適宜カラー印刷とする。

5 納入場所

藤枝市企画創生部企画政策課

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号 藤枝市役所東館3階

6 履行期限

令和9年2月26日（金）

7 契約限度額

1,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

8 その他

- (1) 委託業務に当たり使用するデータや画像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うものとする。ただし、発信メディア・デジタルツール等の特性により、受託者において使用許可等を得ることが困難又は適当ではない場合は、企画提案書にて提案を行い、委託者と受託者とが協議して決めるものとする。
- (2) 市が所有している資料の提供については、市企画政策課も協力する。なお、受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を委託者の許可無く他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。

- (3) 個人情報の保護に関する法律の規定により個人に係る情報には特に留意すること。
- (4) 受託者は委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する権利を、成果物の納入後、直ちに藤枝市に無償で譲渡すること。ただし、発信メディア・デジタルツール等の特性により、譲渡が困難又は適当ではない場合は、企画提案書にて提案を行い、委託者と受託者とが協議して決めるものとする。
- (5) 藤枝市は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないこと。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議して決めるものとする。